

# 薬価基準制度について(意見)

平成21年12月9日

(社)日本医薬品卸業連合会

会長 別所芳樹

# 医薬品卸の機能

- 公的医療保険制度の基盤を支える卸機能  
安全・安定、正確・タイムリー、多品種少量多頻度供給
- 毛細血管型流通：欧米に比して多い医療機関・薬局数

	人口	病院	診療所	薬局	計
日本	1.3億人	0.9万	16.3万	5.1万	22.3万
米国	3.0億人	0.6万	—	6.5万	7.0万
ドイツ	0.8億人	0.2万	—	2.2万	2.4万

資料) 日本: 厚労省「医療施設調査」「衛生行政業務報告」 米国、ドイツ: 医療経済研究機構

- 適切な医薬品情報を伴う流通  
卸販売員(MS)による比較情報等の提供

## 医薬品卸の機能(2)

- 危機管理流通
  - 新型インフルエンザパンデミック対応
  - 災害時緊急配送等
- IT化による物流機能の効率化・高度化
  - トレーサビリティの確保
- 自主規範(JGSP)による精緻な品質管理
- ニセ薬の流通を排除
  - 信頼性の高い流通体制を整備
  - (欧米、途上国では脅威)

# 医薬品卸のスタンス

- 薬価基準制度の適正運営に協力
  - 医薬品流通の中核を担う立場から可能な限り協力する方針
  - 流通改善懇談会の緊急提言(H19.9)の実現に努力
- 流通改善懇談会・緊急提言
  - ① 未妥結仮納入の解消
    - 薬価調査対象の把握漏れ改善
  - ② 総価取引の是正
    - 価値に見合った市場価格の形成
  - ③ 川上取引の合理化
    - 川下価格交渉の環境整備

# 未妥結仮納入の解消

妥結率比較 H18／20（薬価改定年）

厚生労働省調べ

区 分	7月		10月	
	18年	20年	18年	20年
医療機関	46.8%	50.2%	55.4%	65.7%
うち200床以上病院	—	29.4%	30.6%	44.7%
薬局	39.3%	46.8%	52.9%	78.2%
うち20店舗以上チェーン薬局	8.5%	30.4%	14.4%	68.9%
総合計	43.9%	48.5%	54.2%	71.8%

## 妥結率の低い病院グループ

厚生労働省の調査によれば、平成20年12月(交渉期間9カ月経過)の時点で、傘下病院数30病院以上の病院グループの妥結状況をみると、いわゆる公的病院グループが20%～30%程度で、最も妥結率が低い状況。

# 総価取引の是正

改善状況 H19/H20

日本医薬品卸業連合会調べ

200床以上病院	H19年度		H20年度	
	軒数割合	売上高割合	軒数割合	売上高割合
単品単価契約	68.6%	46.4%	73.6%	60.6%
総価契約	31.4%	53.6%	26.4%	39.4%
内訳)単品総価契約	21.4%	29.0%	17.8%	21.4%
全品総価除外有	—	—	5.1%	11.6%
全品総価契約	10.0%	24.6%	3.5%	6.4%

20店舗以上チェーン薬局	H19年度		H20年度	
	軒数割合	売上高割合	軒数割合	売上高割合
単品単価契約	4.3%	0.9%	16.4%	18.1%
総価契約	95.7%	99.1%	83.6%	81.9%
内訳)単品総価契約	31.6%	45.9%	8.6%	30.5%
全品総価除外有	—	—	71.8%	50.2%
全品総価契約	64.1%	53.2%	3.2%	1.2%

# 流通改善(改革)の取組結果

- 流通改善懇談会の総括(H21. 5)  
一定の成果: 妥結率の向上・総価取引の改善
- 卸企業の感想  
早期妥結と卸企業成績は相反関係(薬価改定年比較)

日本医薬品卸業連合会調べ

年度	売上総利益率	販売管理費率	営業利益率	妥結率(10月、金額)
H18	8.25%	7.12%	1.13%	54.2%
H20	7.11%	6.82%	0.29%	71.8%

→価格の軟化に耐えられず、早期妥結努力を放棄する動きを憂慮

- 流通改善懇談会有識者の意見  
早期妥結を促進するインセンティブが必要

# 新薬価制度案の実現希望

- 日薬連が提案する新薬価制度案は、新薬開発促進、ドラッグラグ解消等に有効（国民医療の向上に必要）
- 新薬価制度案は流通改善(改革)と表裏一体の関係  
新薬価制度の実現・運用に当たっては、精度の高い薬価調査に基づく平均乖離率を基準として、薬価改定の有無を判定すべき  
→漏れのない薬価調査と価値に見合った市場価格の形成  
＝未妥結仮納入の解消と総価取引の是正が必要  
→新薬価制度案の導入と流通改善(改革)の実現に同時並行的に取り組むことが重要



# 来年度薬価改定について

- **調整幅2%の維持**

調整幅は、銘柄内の包装間格差による流通コストの差異をカバーし、逆ザヤ発生を防止するために設定されたもの。少なくとも、現行の水準2%を維持すべきである。

- **診療報酬引上げ財源への充当**

薬価改定に伴い生じる資金は、全額を診療報酬引上げ財源に充当を希望。